

平成24年6月

各 位

社団法人長崎県産業廃棄物協会

電子マニフェスト説明会のご案内

排出事業者は、自らの責任で産業廃棄物を適正に処理しなければなりません。その処理を他人に委託する場合は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を利用して、委託した産業廃棄物が最終処分まで適正に処理されたかどうか確認する義務があります。

産業廃棄物管理票を交付する排出事業者等におかれてましては、平成20年以降、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間に交付した産業廃棄物管理票の交付等状況を県（長崎市又は佐世保市に所在する事業場はそれぞれの市）に提出しなければなりません。

ただし、電子マニフェストを活用している場合は、情報処理センターが集計して報告を行うため、事業者自ら報告する必要はありません。また、電子マニフェストの導入には、事務の効率化、法令の遵守、データの透明性といったメリットがあります。

この説明会は、IT化のメリットを生かした電子マニフェストの仕組みについての説明会です。業務繁忙中とは存じますが、多くの事業者、処理業者の皆様方に御参加いただきますよう御案内申し上げます。

記

- 日 時 平成24年7月18日（水） 13時30分～15時30分
- 場 所 長崎県勤労福祉会館 2階 講堂
長崎市桜町9-6 TEL095-821-1456
- 内 容 電子マニフェストについて
講師 株式会社イーリバースドットコム 専任講師
- 参加費 無 料

参加希望の方は下記申込書にて平成24年7月11日（水）までにFAXにてお知らせ下さい。

＜問い合わせ先＞TEL 095-832-8620
FAX 095-823-4470

参加申込書

会社名		Tel	
参 加 者 氏 名	①		
	②		